

西会津町イメージキャラクターの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西会津町（以下「町」という。）の魅力を町内外にアピールし、町の知名度の向上を図るために制定した西会津町イメージキャラクター（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定める。

(使用の許可等)

第2条 キャラクターを使用しようとするもの（以下「申請者」という。）は、あらかじめイメージキャラクター使用許可申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 国、県、町及びその関係機関が公用で使用するとき。
- (2) 報道機関が町政に係る報道及び広報の目的で使用するとき。
- (3) その他、町長が特に認めるとき。

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否をイメージキャラクター使用許可・不許可通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 キャラクターは、当分の間は無償で使用させるものとする。

(使用許可の期間)

第3条 キャラクターの使用許可期間は、使用許可日から起算して1年間とする。ただし、町長が第4条の規定に違反していないと認めた時は、自動的に1年の期間で更新されるものとする。

(使用の制限)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しないものとする。

- (1) 町の信用や品位を害する、又はキャラクター制定の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令、公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 政治活動及び宗教活動に関するとき。
- (4) 不当な利益を得ることを目的として使用するとき。
- (5) 特定の個人の売名に使用しようとするとき。
- (6) その他町長が使用について不相当と認めるとき。

(遵守事項)

第5条 キャラクターを使用するにあたっては、別紙「キャラクターの使用方法について」を遵守しなければならない。

(申請内容の変更)

第6条 申請書の内容に変更が生じたときは、キャラクター使用変更許可申請書（様式第3号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない

2 町長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかにその可否をイメージキャラクター使用変更許可・不許可通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（使用報告および調査）

第7条 使用許可を受けたものは、毎年年度末に使用報告書（様式第5号）を提出しなければならない。

2 町長は、使用許可期間の使用状況並びに、使用報告書の内容について調査することができる。

（使用許可の取消し）

第8条 町長は、申請者がこの要綱の規定に違反したとき、又はその使用が第4条各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

2 前項の取消しは、イメージキャラクター使用許可取消書（様式第6号）により通知するものとする。

3 使用の許可を取り消されたものが、取消しによって損害を受けることがあっても、町は、その責めを負わない。

（町の責任）

第9条 前条の規定によるもののほかキャラクターの使用に関し、使用許可を受けたものに損害が生じた場合であっても、町はその責めを負わない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

イメージキャラクター使用許可申請書

年 月 日

西会津町長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体等名称
(代表者氏名)
電話番号

印

西会津町イメージキャラクターを下記のとおり使用したいので申請します。

記

使用目的		() 営利を目的とする () 営利を目的としない ※いずれかに○
使用方法		
使用期間 (使用期間のないものは省略可)		
備考	※関連商品を製作する場合は、その商品名、製造元、取扱店、販売価格、見本イラスト等概要を記載（または資料添付）。	

※その他参考となる資料等があれば添付する。

様式第2号（第2条関係）

イメージキャラクター使用許可・不許可通知書

番 号
年 月 日

様

西会津町長 ㊟

年 月 日付けで申請のあった西会津町イメージキャラクターの使用に関し、下記のとおり決定したので通知します。

記

使用の可否	許可	不許可
許可番号	第 号	
使用目的		() 営利を目的とする () 営利を目的としない ※いずれかに○
使用方法		
使用期間 (使用期間のないものは省略可)		
備考		
許可条件	1. 申請書に記載した目的、方法のとおり使用すること。 2. 「西会津町イメージキャラクターの使用に関する要綱」に定めた事項を遵守すること	

不許可の理由	
--------	--

様式第3号（第6条関係）

イメージキャラクター使用変更許可申請書

年 月 日

西会津町長

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体等名称
(代表者氏名)
電話番号

印

西会津町イメージキャラクターの使用を下記のとおり変更したいので申請します。
記

許可番号	第 号
変更理由	
変更内容	変更前
	変更後

様式第4号（第6条関係）

イメージキャラクター使用変更許可・不許可通知書

番 号
年 月 日

様

西会津町長 ⑩

年 月 日付けで申請のあった西会津町イメージキャラクターの使用変更
に関し、下記のとおり決定したので通知します。

記

使用変更の可否		許可	不許可
許可番号		第 号	
変更内容	変更前		
	変更後		
不許可の理由			

様式第5号（第7条関係）

イメージキャラクター使用報告書

年 月 日

西会津町長

申請者 住所又は所在地

氏名又は団体等名称

(代表者氏名)

電話番号

印

西会津町イメージキャラクターを、下記のとおり使用したので報告します。

記

使用目的		() 営利を目的とした () 営利を目的としない ※いずれかに○
使用状況	※関連商品を製作した場合は、その商品名、製造元、取扱店、販売価格、製品イラスト、販売状況等を記載してください。	
使用期間		
備考		

様式第6号（第8条関係）

イメージキャラクター使用許可取消書

番 号
年 月 日

様

西会津町長 ⑩

年 月 日付け第 号にて許可した西会津町イメージキャラクターの使用について、下記事由により許可を取り消します。

記

（取消事由）

別紙

キャラクターの使用方法について

西会津町イメージキャラクターの使用に当たっては、この使用方法に従ってください。

1. キャラクターを使用する場合

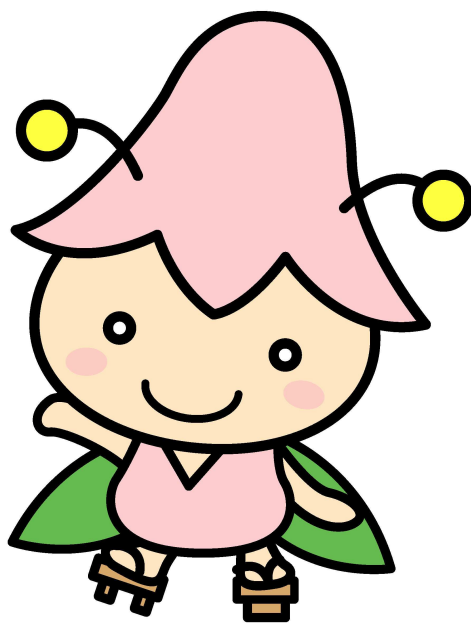
- ① 申請書に記載した目的及び方法で使用すること。
- ② 貸出しするCD-ROMに格納されている画像データを使用すること。
- ③ 拡大・縮小して使用することは可能です。
- ④ 縦横比の変更は認めません。
- ⑤ 色調の変更は認めません。ただし、モノクロでの使用は可能です。
- ⑥ キャラクターのポーズの変更など、デザインの変更は認めません。
- ⑦ キャラクターの下に、『西会津町キャラクター「こゆりちゃん」』又は『©西会津町』と記すこと。

2. その他

- ① 使用前に当該物件の完成見本を提出し、確認を受けること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等確認ができるものをもってかえることができる。
- ② 申請者が、キャラクターを自己のものとして商標登録をしてはならない。
- ③ キャラクターの使用にあたっては、西会津町イメージキャラクターの使用に関する要綱、イメージキャラクター使用許可通知書の内容及びこの使用方法に反しないか十分に検討した上で使用すること。少しでも疑義がある場合は、町まで問い合わせること。
- ④ 町が行う使用状況の調査に協力すること。
- ⑤ 貸与したCD-ROMは、貸出後、2週間以内に返却すること。
- ⑥ その他町長が特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。



西会津町キャラクター「こゆりちゃん」



© 西会津町

【参考】

◆三面図

FRONT



SIDE



BACK



◆配色



- | | | |
|------|---|-------------|
| 帽子、服 |  | M20 Y10 |
| 触覚の先 |  | Y75 |
| 肌 |  | M10 Y20 |
| ほっぺ |  | M20 Y15 |
| はね |  | C60 Y75 |
| 下駄 |  | C15 M30 Y50 |

他はK100となります